

社会福祉法人三和会 役員・役員等の報酬等に関する規定

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三和会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、理事及び監事及び評議員（以下「役員」とする）、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等並びに費用弁償について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 この法人の役員、役員等に対する報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員及び役員等が、理事長の委任を受け会議又は法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員会に出席した場合の費用弁償	…… 6,000円
(2) 理事会に出席した場合の費用弁償	…… 4,000円
(3) 監事が、会計監査を実施した場合の費用弁償	…… 4,000円
(4) 評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償	…… 4,000円
(5) 理事会・評議員会等に於いて理事長の要請により出席した場合の費用弁償	…… 4,000円

(改 廃)

第4条 この規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。